

<p>J1-004 □□□</p>	<p>【税関／税関による取締の全体像】</p> <p>(①)においては、権利者と輸入者の意見が対立する場合があること、侵害物品か否かの判定は困難である場合があることなどから、双方の利害の調和を図るために、(②)制度が設けられている。また、(①)には長期間を要する場合があるため、(③)権、(④)権、(⑤)権の侵害疑義物品の輸入者に対して(⑥)制度が設けられている。</p> <p>(①)の流れや適用される制度は、対象となる知的財産権によって若干の相違がある点に注意する必要がある。</p>	<p>①認定手続 ②申立供託 ③特許 ④実用新案 ⑤意匠 ⑥通関解放</p>
<p>J1-005 □□□</p>	<p>【税関／税関による取締の全体像】</p> <p>(①)の結果、非該当認定の場合、(③)ができる期間を要する(④)がなされない場合、税関がい、(⑥)することとなる。</p>	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 10px;">  </div>
<p>J1-006 □□□</p>	<p>【税関／輸入差止申立制度】</p> <p>税関による輸入差止申立制度について。権利者が複数いる場合、権利者単独で差止申立を行うことは(①)。各種の知的財産関連の権利のうち、輸入差止申立制度の対象権利とならないのは、(②)である。この(②)に対しては、輸入差止申立制度ではなく(③)が用意されている。差止申立ができる期間は最長で(④)間で申立人の希望する期間である。ただし、申立てする権利の存続期間が、この(④)間に達していない場合は、その権利の存続期間の最終日までとなる。税関が侵害物品の輸入を差止めるためには、即物的に侵害物品を識別できることが必要であるが、特許の技術的構成要件等が外見から確認できない場合、申立人は税関の承認を(⑤)で(⑥)が可能であり、それにより侵害物品を識別できる場合には、輸入差止申立は可能である。税関への差止申立には、手数料等は(⑦)。</p>	<p>①できる ②回路配置利用権 ③輸入差止情報提供制度 ④4年 ⑤得たうえ ⑥見本検査(分解・分析等) ⑦不要である</p> <p>第5回(特許)に関連: ⑦ 第25回(特許)問22に関連</p>
<p>J1-007 □□□</p>	<p>【税関／輸入差止申立】</p> <p>次の記述内容は適切か？</p> <p>①申立書等の提出書類は全国9税関のうち、全ての税関の知的財産調査官に一部ずつ提出する必要がある。</p> <p>②税関による事前相談が受け付けられている。</p> <p>③税関での輸入差止申立制度は、輸入者を特定しなくても申立てすることができる。</p>	<p>①は不適切である。申立書等の提出書類は全国9税関のうち、いずれか1つの税関の知的財産調査官に一部提出すればよい。</p> <p>②、③は適切である。</p> <p>第7回(コン)問17に関連 第16回(特許)問23に関連 第25回(特許)問22に関連</p>